

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム事務処理用印刷装置 賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・リース(株) 東京都港区芝1-2-1	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、印刷装置の稼働に支障が生じることになるため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)。	982,800	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
出入国審査総合管理システム用旅券自動 読取装置賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	松下電器産業(株)パナソ ニックシステムソリュー ションズ社 神奈川県横浜市北区綱 島4-3-1	旅券自動読取装置は、契約業者が独自に開発・制作したものであり、また、同装置にかかる審査端末機への接続、設置及び保守についても一貫して同業者が携わっており、迅速かつ的確な出入国審査を遂行するためには、同装置の開発元である同業者以外と契約することは不可能であったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	100,259,409	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
総合的な受付・通知システム用機器賃 貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ 東京都江東区豊洲3-3 -3	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	13,860,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
刑事情報統合システム用機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	NECリース(株) 東京都港区芝5-29-1 1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,955,204	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
電子計算機及びプログラムプロダクト賃 貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,751,844,504	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
供託事務処理システム機器等賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ (株) 東京都中央区新川2-2 0-15	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	117,961,314	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子認証システム機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-1 5-12	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	66,629,850	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
登記電子申請受付管理システム機器 (増設分)賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	登記情報システムと一体として連携し、独自にシス テム構築された同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	664,528,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
成年後見登記全国展開システム機器賃 貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能 な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	31,453,380	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
法務局通信ネットワークシステムに係る クライアント等賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ (株) 東京都中央区新川2-2 0-15	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能 な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	25,187,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
登記情報システム受付番号票シールブ リント賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	平成16年度に競争入札により借り入れた当該機 器等について、継続して賃借可能な者は契約の相 手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 決令第102条の4第3号)	3,947,448	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
入退室管理システム用機器等賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通サポートアンド サービス(株) 東京都港区芝公園4-1 -4	平成16年度に競争入札により借り入れた当該機 器等について、継続して賃借可能な者は契約の相 手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号)	3,610,908	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
不動産登記記入処理システム機器賃貸 借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	当該機器等は、平成12年度に競争入札により借り 入れたもの及び契約の相手方が独自に開発・構築 したものを賃借しているものであり、同機器等を継 続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるた め。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,294,648	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
検察庁情報ネットワークシステム用クライアント(16年度整備分)賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム(株) 東京都港区浜松町2-4-1	当該機器等を前年度に引き続き賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	98,519,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
検察庁テレビ会議システム機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	NECネクサソリューションズ(株) 東京都港区三田1-4-28	当該機器等を前年度に引き続き賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,829,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
検察総合情報管理システムセンター用機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム(株) 東京都港区浜松町2-4-1	当該機器等を昨年度に引き続いて賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	300,636,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
新型デジタル無線装置賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	当該機器等を昨年度に引き続いて賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	19,807,296	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
出入国審査総合管理システムリプレイス機(2号機)賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,001,774,340	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
入国管理局ホストコンピュータ(入国管理業務のデータを一元管理するコンピュータ)機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	551,607,840	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
外国人出入国情報システム用機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	209,024,298	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
外国人出入国情報システム機器(在留・ 退去系)用ソフトウェア賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	300,603,833	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
外国人出入国情報システム用機器(在 留・退去系)賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	229,983,888	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
在留資格審査事務支援システム用機器 (光ディスク系)賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	158,777,902	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
指紋照合システム十指照合機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	107,955,036	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
出入国審査総合管理システム磁気ディ スク装置等(2号機)賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	22,649,760	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
出入国記録等情報システム機器賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	14,522,760	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
入国管理局事前旅客情報システム機器 用ソフトウェア賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29 条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	14,865,228	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
入国管理局事前旅客情報システム用機器賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,683,392	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
無停電電源装置(関西空港支局)賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該装置を継続して賃借できる者は相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,585,200	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
外国人出入国情報システム用光学文字 読取装置賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,942,600	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
指紋照合用機器賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	NECリース(株) 東京都港区芝5-29-1 1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,311,502	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
無停電電源装置(成田空港支局)賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2 -1	当該装置を継続して賃借できる者は相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,126,440	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
出入国審査総合管理システム用ホストコ ンピュータ(1号機)賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,271,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機の保守	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)リコー 東京都大田区中馬込1-3 -6	契約の相手方は、当該機器の製造・設置を行ったものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,716,254	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	単価契約

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機の保守	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	キャノン販売(株) 東京都港区港南2-16 -6	契約の相手方は、当該機器の製造・設置を行った ものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	9,665,929	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	単価契約
複写機の保守	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1 -1	契約の相手方は、当該機器の製造・設置を行った ものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	13,895,512	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	単価契約
複写機の保守	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	京セラミタジャパン(株) 東京都中央区日本橋本 町1-9-15	契約の相手方は、当該機器の製造・設置を行った ものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	6,348,208	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	単価契約
電子入札システム機器賃借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ (株) 東京都中央区新川2-2 0-15	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構 築したものであり、同機器等を継続して賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	17,934,984	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
語学アドバイザー業務委託 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	個人情報につき非公表	本件業務については、ネイティブと同等のクオリティ で正確かつ適正に処理できる高度な語学力等が必要 である上、法令外国語訳作業が終了する本年度 までの間は同一人により同作業を実施することが 求められるところ、契約の相手方は平成18年度に 企画競争を実施した結果決定した者であり、本件 アドバイザー業務に求められる要件を唯一満たし ているものと判断されたため。(会計法第29条の3 第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,025,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
法務省認証局及び総合的な受付・通知 システムの保守・運用管理支援業務 一 式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ 東京都江東区豊洲3-3 -3	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方 のみであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	210,842,940	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
法務省内LANシステムの運用管理支援 業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ (株) 東京都中央区新川2-2 0-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方の みであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	62,023,290	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
総合的な文書管理システム保守及び運 用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	東京レコードマネジメント (株) 東京都港区新橋1-18 -2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方の みであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	19,950,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
法務省共通給与計算及び共済システム 運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10 -16	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方の みであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	21,525,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
本省内LANシステム及び法務省WAN 基本システムグループウェアシステムに 関する運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方の みであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	11,111,940	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
次世代司法試験総合管理システム運用 支援等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ 東京都江東区豊洲3-3 -3	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方の みであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	33,233,760	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成21年度	
給与計算システム保守料等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	カシオ情報機器(株) 東京都中央区日本橋本 石町3-3-5	契約の相手方は、当該システムの開発を行ったも のであり、基本ソフトに搭載する開発言語は独自に プログラム作成されたものであることから、保守業 務等を確実に遂行可能な者は契約の相手方のみ であるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,345,300	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子入札コアシステムのサポート・サー ビスに関する契約 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	財団法人日本建設情報 総合センター 東京都港区赤坂7-10 -20	契約の相手方は、当該システムのプログラムを開 発したものであり、他社ではサポートサービスを実 施することができず、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	1,575,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
刑事情報統合システム保守業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・デー タ 東京都江東区豊洲3-3 -3	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を 行ったものであり、他社が作業を行った場合には、 現在稼働中のシステムに支障が生じることになる ため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方の みであるため(会計法第29条の3第4項、特例政 令第13条第1項第2号)	10,018,176	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
登記情報センターにおけるシステムエン 지니어リング支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため同 システムの安定稼働を確保する上では、システム 全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精 通していることが不可欠であるところ、システム保 守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構 築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	731,324,232	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成22年度	
登記情報センターにおける登記情報シス テム運用支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、同システムの安定稼働を確保する上では、シ ステム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳 細に精通していることが不可欠であるところ、全国 の同システムの運用に係る各種作業の支援業務を 遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみで あるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第3号)	329,472,756	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成22年度	
登記情報提供システムの地番区域辞書 維持及びシステム保守・運用支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムと一体として連携する同システ ムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその 管理運用に携わっているものであり、同システムの 安定稼働を確保する上では、システム全体の構 成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通してい ることが不可欠であるところ、システム保守運用等 に係る支援業務を安全・確実に遂行可能な者は開 発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	64,899,516	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。また、本契約については、設備、物品又は情報処理の ためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更 新時まで移行は困難。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報センターにおけるシステムエンジニアリング支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借等しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	37,874,340	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	
法務局通信ネットワークシステムの運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	50,613,137	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
供託情報処理システム運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、支援業務を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	32,872,140	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
電子認証システム稼働後支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、支援作業を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	13,774,992	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	
成年後見登記全国展開システムの運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,696,020	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
戸籍先例検索システムの運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、支援作業を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,244,445	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
戸籍統一文字管理データベースシステム機器の保守及び運用支援業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,035,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	
外国人出入国情報システム及び乗員上陸許可支援システム稼働維持委託 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	188,168,400	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
入国管理局通信ネットワークシステム運用管理支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	9,450,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
指紋照合システム運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、支援作業を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,040,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
予算管理システム運用管理支援業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、予算執行管理事務の効率化及び「官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)」との連携による事務の省力化を図ることを目的として、契約の相手方が開発したシステムである。同システムには、契約の相手方が開発したソフトウェアが組み込まれていることから、支援作業を遂行できる者は、契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,228,500	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
浦安総合センター総合管理システム保守点検業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	NECネットエスアイ(株) 東京都品川区東品川1-39-9	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	5,857,698	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記諸用紙 登記簿用バインダー 供託諸用紙の購入	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月9日	(財)矯正協会 東京都中野区新井3-3 7-2	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号 刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から事務用消耗品(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。	63,531,072	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成21年度	単価契約
電子認証システム機器保守料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	榊日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号 契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、保守業務を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	48,014,610	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	
成年後見登記事務に係る全国展開システム機器等保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	榊日立製作所 東京都江東区新砂1-6 -27	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	15,120,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	
法務省LAN及びグループウェアシステム機器保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本電気㈱ 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	9,606,240	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
直焚吸収式冷温水発生機保守点検業務(BC棟)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	榊東洋製作所 東京都品川区東品川4-11-34	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	9,361,653	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
中央監視設備保守点検業務(A棟・A棟地下棟・赤棟)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	榊東芝 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	7,093,800	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電算機用空調設備保守料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士電機総設㈱ 東京都中央区八丁堀2-20-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な運動型附帯設備であるところ、契約の相手方は、当該設備の製造・設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	7,456,803	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
直英吸収式冷温水発生機保守点検業務 (A棟)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	三洋電機サービス㈱ 東京都江東区亀戸7-61-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	3,882,900	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
供託オンラインシステム機器保守料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	新日鉄ソリューションズ㈱ 東京都中央区新川2-20-15	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	6,644,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
文書搬送設備保守点検業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日本シューター 東京都千代田区神田駿河台2-9	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該設備は、契約の相手方が独自に構築し、設置を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	2,408,496	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
中央監視設備保守点検業務(BC棟・BC棟地下棟)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	5,954,991	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
在留資格審査事務支援システム機器 (光ディスクファイルサーバ等)保守料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	㈱日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	4,039,560	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
国籍事務処理管理システム機器保守料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	㈱日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。	3,914,916	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
人 毎月各34, 606部 うど 毎月各2, 807部	わこ 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年7月1日	(財)矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件調達は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から事務用消耗品(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っていること、また、本件図書は、契約の相手方の独占販売にかかる定期刊行物であるため、出版元である契約の相手方以外から調達することが不可能であり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、第5項、予算決算及び会計令第99条第16号、同第102条の4第3号)	33,923,688	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成21年度	単価契約
ETCカード利用代金	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)JCB 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地がない。また、契約の相手方は、年会費、カード発行料、事務手数料等不要。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,333,740	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成21年度	
受変電設備保守点検業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	三菱電機㈱ 東京都千代田区丸の内2-7-3	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	26,088,300	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
防犯設備保守点検業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	オーテック電子㈱ 東京都千代田区神田美土代町5-2	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	3,555,300	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
清掃用ゴンドラ設備保守点検業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本ゴンドラ㈱ 東京都中央区八丁堀2-23-1	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。	2,347,500	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守料 一式	支出負担行為担当官 大阪保護観察所長 廣田 玉枝 (大阪市中央区大手前4-1-76)	平成20年4月1日	東芝情報機器(株) 大阪市北区大淀中1丁目 1番30号	当該機器は契約の相手方が開発・販売するものであり、保守業務を確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。(会計法29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,508,207	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
複写機の保守点検及び調整	支出負担行為担当官代理 入国者収容所大村入国管理 センター次長 増田義武	平成20年4月1日	九州教具 株式会社 長崎県大村市桜馬場1丁 目214-2	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	2,020,272	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
自動車10台に関するリース契約	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 高山 泰 (東京都港区港南5-5-30)	平成20年4月1日	(株)日産フィナンシャル サービス 東京都港区白金台3-2 -10	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	6,103,440	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機の保守点検に関する契約一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 高山 泰 (東京都港区港南5-5-30)	平成20年4月1日	コニカミノルタ ビジネスソリューションズ (株) 東京都中央区日本橋本 町1-5-4	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	55,342,345	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機の保守点検に関する契約一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 高山 泰 (東京都港区港南5-5-30)	平成20年4月1日	リコー販売(株) 東京都品川区西五反田7 -25-5	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	2,666,156	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
ファクシミリ装置賃貸借契約 84台	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	住信・松下フィナンシャル サービス株式会社 東京都北区王子1-12 -4	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,659,205	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
東北公安調査局複写機の保守点検請負契約	支出負担行為担当官代理 東北公安調査局局長 長岡憲一 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成20年4月1日	リコー東北株式会社宮城 事業本部 仙台市青葉区五橋1-5 -3	会計法第29条の3第4号 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,330,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	単価契約
関東公安調査局システム複写機の保守 点検請負契約	支出負担行為担当官 関東公安調査局長 吉田広司 (東京都千代田区九段南1-1-10)	平成20年4月1日	リコー販売株式会社 東京都中央区銀座8-1 8-11	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	8,397,988	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	単価契約

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
近畿公安調査局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 近畿公安調査局総務部長 吉井光正 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成20年4月1日	富士ゼロックス株式会社 大阪市中央安土町3-6-5	会計法第29条3第4項 予算決算及び会計令第102の4第3号	1,451,804	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	単価契約
近畿公安調査局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 近畿公安調査局総務部長 吉井光正 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成20年4月1日	リコー関西株式会社 大阪市中央区谷町4-1-6	会計法第29条3第4項 予算決算及び会計令第102の4第3号	1,463,740	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	単価契約
四国公安調査局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 四国公安調査局総務部長 小柳 勉 (高松市丸の内1-1)	平成20年4月1日	四国リコー株式会社 高松市東ハゼ町9-7	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,059,195	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	単価契約
公安情報システム保守等サービス契約	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	13,543,005	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
高速道路等有料道路通行料金支払請負契約	支出負担行為担当官 関東公安調査局長 吉田広司 (東京都千代田区九段南1-1-10)	平成20年4月1日	オートマネジメント・サービス株式会社 東京都港区芝3-22-8	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,065,974	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成21年度	単価契約
超音波白内障手術装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 岩堀 武司 八王子医療刑務所 東京都八王子市子安町3-26-1	平成20年4月1日	三井住友ファイナンス&リース㈱ 東京都港区西新橋3-9-4 (平成20年2月社名変更)	会計法第29条の3第4号 特例政令第13条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないため	4,026,960	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
超伝導磁気共鳴診断装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 岩堀 武司 八王子医療刑務所 東京都八王子市子安町3-26-1	平成20年4月1日	芙蓉総合リース㈱ 東京都千代田区三崎町3-3-23	会計法第29条の3第4号 特例政令第13条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を許さないため	23,375,520	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
コンピューターX線撮影装置ほかりース	支出負担行為担当官代理 東京拘置所総務部長 横山 和洋 東京拘置所 東京都葛飾区小菅1-35-1	平成20年4月1日	東芝医用ファイナンス 東京都文京区本郷3-15-2	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の性質又は目的が競争を許さないため	12,099,780	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
梱包資材生産機械等一式の再リース契約	支出負担行為担当官代理 京都刑務所処遇部長 杉本 令二 京都刑務所 京都府京都市山科区東野井ノ上町20	平成20年4月1日	三井住友ファイナンス &リース株式会社 東京都港区西新橋3丁目 9番4号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第4号ロ 現時点では機器を更新するよりも随意契約により リース契約を継続するほうが安価なため	1,557,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
超音波白内障手術装置賃貸借契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 大阪医療刑務所 大阪府堺市堺区田出井町8-85	平成20年4月1日	(株)日医リース 東京都品川区西五反田 1-3-8	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 平成16年9月に賃貸借期間60か月の仕様で賃貸借 契約を締結しているため。	3,572,100	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
厨房排水処理設備保守業務委託契約一式	支出負担行為担当官 府中刑務所長 村上 清正 府中刑務所 東京都府中市晴見町4-10	平成20年4月1日	三洋設備工業株式会社 東京都千代田区大手町2 -6-2	会計法第29条の3第4号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方以外に適当な業者がいいため	3,654,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
総合監視システム及び保護室録画システム保守	支出負担行為担当官代理 東京拘置所総務部長 横山 和洋 東京拘置所 東京都葛飾区小菅1-35-1	平成20年4月1日	富士通(株)官公庁ソリューション営業本部 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 契約の相手方以外の者との契約をした場合、既調達物品等の使用に著しい支障を生じるおそれがあるため	50,934,492	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 長野刑務所総務部長 奥谷 憲幸 長野刑務所 長野県須坂市大字須坂1200	平成20年4月1日	長野リコー(株) 長野市風間2034-5	会計法第29条の3第4号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 保守点検を迅速かつ確実に行うことができる業者 は1社に限られ競争を許さないため	2,170,178	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	単価契約
コニカミノルタ社製電子複写機の保守及び点検等に関する契約一式	支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,453,780	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
富士ゼロックス社製電子複写機の保守及び点検等に関する契約一式	支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂9-7-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,731,292	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
京セラミタ社製電子複写機の保守及び 点検等に関する契約一式	支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	京セラミタジャパン(株) 東京都中央区日本橋1- 9-15	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,401,672	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守 一式	支出負担行為担当官 東京高等検察庁検事長 大林 宏(東京都 千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座6-1 4-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	2,035,780	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機保守契約(7台)	支出負担行為担当官 大阪高等検察庁検事長 大泉隆史 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	東芝テックビジネスソ リューション(株)西日本 支社 大阪市北区大淀中1-1 -30	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	2,350,782	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守契約(6台)	支出負担行為担当官 広島高等検察庁検事長 松永榮治 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株)広島 営業所 広島市南区福荷町2-1 6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	3,577,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
乾式複写機保守業務請負契約(4台)	支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長板木庄太郎 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成20年4月1日	(株)エビス事務器 福岡市博多区博多駅東 3-12-12	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	2,869,057	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機の保守及び消耗品の供給契 約一式	支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 有田知徳 (高松市丸の内1-1)	平成20年4月1日	石井事務機(株) 高松市松福2-4-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	3,521,872	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
角型気送管設備の保守点検業務一式	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 伊藤鉄男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日本シューター 東京都千代田区神田駿 河台2-9	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,764,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 伊藤鉄男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	コニカミナoltaビジネスソ リューション(株) 東京都中央区日本橋本 町1-5-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	70,131,510	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 伊藤鉄男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	15,272,941	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 伊藤鉄男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	キヤノンマーケティング ジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,646,629	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 伊藤鉄男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座8-1-8-11	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,363,955	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守及び消耗品供給契約(25台)	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 渡辺 一弘 (横浜市中区日本大通9)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 横浜市区横浜みなとみらいランドマークタワー23F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	26,236,645	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
複写機37台の保守点検等請負契約一式	支出負担行為担当官 さいたま地方検察庁検事正 山本修三 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	リコー販売(株)埼玉事業本部 埼玉県さいたま市北区宮原町3-77-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	25,426,935	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 増田暢也 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成20年4月1日	(株)千葉測器 千葉市中央区都町2-19-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	18,766,481	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複合機等の保守契約	支出負担行為担当官 水戸地方検察庁検事正 勝丸充啓 (水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	(株)東和 水戸市吉沢町1060-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	8,582,957	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守及び消耗品供給	支出負担行為担当官 宇都宮地方検察庁検事正 高井新二 (宇都宮市小幡2-1-11)	平成20年4月1日	関東マルワ産業(株) 宇都宮市平出町1599-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,698,785	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
静電式複写機(モノクロ)保守契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 吉田博視 (前橋市大手町3-2-1)	平成20年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 前橋市元総社町527-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,126,146	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
静電式複写機(カラー)保守契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 吉田博視 (前橋市大手町3-2-1)	平成20年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 前橋市元総社町527-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,400,249	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
ゼロックス製複写機保守契約	支出負担行為担当官 静岡地方検察庁検事正 松田 章 (静岡市葵区追手町9番45号)	平成20年4月1日	富士ゼロックス静岡(株) 静岡市葵区常磐町2-1 3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,202,008	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機7台の保守契約	支出負担行為担当官 甲府地方検察庁検事正 水野美鈴 (山梨県甲府市中央1-11-8)	平成20年4月1日	(株)小林事務機 山梨県笛吹市石和町今 井185-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,220,210	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機保守契約(5台)	支出負担行為担当官 長野地方検察庁検事正 長井博美 (長野市旭町1108)	平成20年4月1日	長野リコー代理店 (株)丸陽 長野市青木島町青木島6 03-7	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,574,983	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
乾式複写機保守契約(13台)	支出負担行為担当官 長野地方検察庁検事正 長井博美 (長野市旭町1108)	平成20年4月1日	コニカミノルタ代理店 (株)柳沢商店 長野市西後町1555	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,870,090	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 新潟地方検察庁検事正 幕田英雄 (新潟市中央区西大畑町5191)	平成20年4月1日	コニカミノルタNC(株) 新潟市江南区亀田工業 団地1-2-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,312,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦正晴 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	コニカミノルタビジネスソ リューションズ(株)大阪支 社 大阪市西区西本町2 -3-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	34,000,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
中之島合同庁舎ガス需給契約	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦正晴 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市 中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	10,746,750	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
ゴミ等処理手数料契約(事業系一般廃 棄物)	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦正晴 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	大阪市 大阪市西淀川区 大和田2-5-66	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	2,586,240	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難で ある。	平成21年度	
複合機の保守及び消耗品等供給契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 戸田信久 (京都市上京区新町通下長者町下る両御 霊町82)	平成20年4月1日	富士ゼロックス京都(株) 京都市中京区三条通烏 丸西入御蔵町85-1 烏丸ビル7階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	4,900,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成22年度	
複合機の保守及び消耗品等供給契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 戸田信久 (京都市上京区新町通下長者町下る両御 霊町82)	平成20年4月1日	(株)三井田商事 京都市伏見区竹田西内 畑町19	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,300,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成22年度	
複合機の保守及び消耗品等供給(31 台)	支出負担行為担当官 神戸地方検察庁検事正 杉本一重 (神戸市中央区橋通1-4-1)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株)西日 本支社 大阪巾中央区安土町3- 5-12	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第 3号	13,159,322	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成22年度	
複写機の保守一式(1台)	支出負担行為担当官 大津地方検察庁検事正 松井 巖 (大津市京町3-1-1)	平成20年4月1日	富士ゼロックス京都(株) 大津市逢坂1-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	2,393,672	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
乾式複写機保守契約(2台)	支出負担行為担当官 和歌山地方検察庁 検事正 玉井英章 (和歌山市二番町3)	平成20年4月1日	和歌山ゼロックス(株) 和歌山市内原1000-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	2,800,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成22年度	
複写機保守契約(26台)	支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正 麻生光洋 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	コニカミノルタビジネスサ ポート愛知(株) 名古屋市中区西八筋町39 3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	11,179,969	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
複写機保守契約(27台)	支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正 麻生光洋 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	システムサポート(株) 名古屋守山区西新4番 20号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	6,607,706	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守契約	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 濱岡良二 (津市中央3-12)	平成20年4月1日	(有)マコト 三重県津市高茶屋小森 町4090-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	5,433,949	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 濱岡良二 (津市中央3-12)	平成20年4月1日	富士ゼロックス三重(株) 三重県津市栄1-817	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,573,537	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 広島地方検察庁検事正本田守弘 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成20年4月1日	(株)立芝 広島市西区楠町2-4-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	3,702,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機保守契約(8台)	支出負担行為担当官 福岡地方検察庁検事正 南部義廣 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成20年4月1日	(株)福助屋 福岡市博多区博多駅前 4-8-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	5,813,650	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守点検等契約一式	支出負担行為担当官 佐賀地方検察庁検事正 岩永建保 (佐賀市中の小路5-25)	平成20年4月1日	(株)チワタ 佐賀市若宮3丁目1-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,584,934	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守点検等契約一式	支出負担行為担当官 佐賀地方検察庁検事正 岩永建保 (佐賀市中の小路5-25)	平成20年4月1日	佐賀リコー(株) 佐賀市兵庫町瓦町四本 松1082	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,571,707	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
リコー製乾式複写機保守契約(2台)	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 中村明 (大分市中島西1-1-35)	平成20年4月1日	大分リコー(株) 大分市萩原4-8-7	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,051,375	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 那覇地方検察庁検事正 山崎弥一郎 (沖縄県那覇市樋川1-1-3)	平成20年4月1日	(株)オキジム 沖縄県浦添市宇港川45 8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	1,307,126	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機保守契約9台	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 加澤正樹 (仙台市青葉区1-3-1)	平成20年4月1日	(株)セント 仙台市青葉区上杉1-1 7-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号	4,767,210	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
乾式複写機保守契約(9台)	支出負担行為担当官 福島地方検察庁検事正 太田 修 (福島市狐塚17)	平成20年4月1日	富士ゼロックス福島(株) 郡山市開成四丁目26-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,353,319	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 稲田伸夫 (山形市大手町1-32)	平成20年4月1日	リコー東北(株)山形支社 山形県山形市漆山1784	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,114,032	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 稲田伸夫 (山形市大手町1-32)	平成20年4月1日	リコー東北(株)山形支社 山形県山形市漆山1784	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,616,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守契約(5台)	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 谷川恒太 (盛岡市内丸8-20)	平成20年4月1日	(株)事務機商事 盛岡市紺屋町4-30	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,270,684	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守契約(4台)	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 谷川恒太 (盛岡市内丸8-20)	平成20年4月1日	富士ゼロックス岩手(株) 盛岡市中央通1-7-25	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,707,575	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
乾式複写機保守契約(6台)	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 小黒和明 (秋田市山王7-1-2)	平成20年4月1日	秋田リコー(株) 秋田市卸町4-9-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,280,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
乾式複写機保守契約(7台)	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 小黒和明 (秋田市山王7-1-2)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株)秋田 営業所 秋田市山王2-1-54	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,737,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機27台の保守	支出負担行為担当官 青森地方検察庁検事正 宇井 稔 (青森市長島1-3-25)	平成20年4月1日	(株)テクノ青森支店 青森市堤町1-6-7	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,414,303	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守管理契約	支出負担行為担当官 函館地方検察庁検事正 中屋利洋 (函館市上新川町1-13)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株)北海 道営業所 札幌市中央区大通西7-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,362,927	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
ユニカミノルタ製デジタル複写機保守契約	支出負担行為担当官 釧路地方検察庁検事正 廣瀬勝人 (釧路市柏木町5番7号)	平成20年4月1日	ユニカミノルタビジネスソリューションズ(株)北海道支店釧路営業所 釧路市寿町1丁目1番111号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,946,371	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名 : 法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機の保守点検及び調整等の処置契約一式	支出負担行為担当官 高知地方検察庁検事正 安田博延 (高知市丸ノ内1-4-1)	平成20年4月1日	高知県文具(株) 高知市南久保8-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,713,406	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機の保守点検及び調整等の処置契約	支出負担行為担当官 徳島地方検察庁検事正 高井新二 (徳島市徳島町2-17)	平成20年4月1日	(株)ダイヤジム 徳島市富田浜1-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,689,292	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
複写機の保守及び消耗品供給契約(2台)	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 浅尾俊久 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成20年4月1日	(株)アグサス 松山市六軒家町2-30	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,936,813	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
不動産登記部門ほかにおける登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラムプロダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	733,282,200	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,305,152	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記部門ほかにおける不動産登記複合処理システム機器等賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	36,423,168	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
豊島出張所ほかにおける不動産登記複合処理システム機器等賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	127,891,764	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
府中支局ほかにおける不動産登記記入処理システム賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	22,160,604	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
豊島出張所ほかにおける不動産登記記入処理システム貸借契約 一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続貸借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	23,155,020	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンターにおけるシステムエンジニアリング支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,951,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産集中処理システム等稼働後システムエンジニアリング支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,805,186	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
本局登記部門ほか28庁における登記所システム記入装置稼働後SE支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを貸借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,723,680	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座8-18-11	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	49,970,352	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段 第2合同庁舎)	平成20年4月1日	コニカミノルタビジネスソ リューションズ(株) 東京都中央区日本橋本 町1-5-4	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	16,938,693	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段 第2合同庁舎)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	8,331,992	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局 次長 西 沢 長 (横浜市中区北仲通5-57)	平成20年4月1日	リコー販売(株) 横浜市区西みなとみらい 2-3-3	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の 相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法 第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	22,182,307	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局 次長 西 沢 長 (横浜市中区北仲通5-57)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 横浜市区西みなとみらい 2-2-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の 相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法 第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,062,353	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラムプロダクトの使用権許諾 に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項 第2号)	387,099,720	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム(60ヶ 月)一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項 第2号)	61,671,420	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム(36ヶ 月)一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3 号)	16,085,424	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム(60ヶ 月)一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3 号)	12,704,688	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム(36ヶ月)一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,934,980	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム管理用サーバー式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,305,152	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局戸籍課長 栗原仁郎 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,972,320	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 千葉地方務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	408,762,900	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システムの賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(60ヶ月)	支出負担行為担当官 千葉地方務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	54,158,460	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
リコー製複写機の保守及び消耗品供給 に関する契約	支出負担行為担当官 千葉地方方法務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	リコー販売(株) 千葉市中央区新町24-9	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	16,069,139	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
V70システム稼働後支援作業に関する 契約	支出負担行為担当官 千葉地方方法務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	13,665,418	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業に 関する契約	支出負担行為担当官 千葉地方方法務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記記入処理システムの賃貸借 及びソフトウェアの提供に関する契約(6 0ヶ月)	支出負担行為担当官 千葉地方方法務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,580,204	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用 サーバーの賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 千葉地方方法務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,305,152	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記所記入装置稼働後支援作業に関する契約	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 本間 透 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,690,560	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・フロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	302,149,260	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借契約(複合5年)	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	28,547,496	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンターにおけるシステムエンジニアリング支援業務委託契約	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システムにおけるシステムエンジニアリング支援業務委託契約	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	9,939,908	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子複写機保守業務一式	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	リコー販売(株)茨城支社 茨城県水戸市吉沢町10-18-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	9,523,639	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム賃貸借契約(複合3年)	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	7,948,272	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借契約(記入5年)	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	4,717,560	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子複写機保守業務一式	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	富士ゼロックス茨城(株) 茨城県水戸市城南2-1 -20	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。(会計法29条 の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,321,063	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム管理用 サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借契約(記入3年)	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	1,496,880	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記所記入装置稼働後SE支援契約	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため同 システムの安定稼働を確保する上では、システム 全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精 通しているのが不可欠であるところ、システム保守 運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築 を行った同業者のみであるため。(会計法第29条 の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,220,960	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
リコー複写機保守業務一式	支出負担行為担当 水戸地方事務局長 吉澤勇治 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	リコー販売(株)茨城支社 茨城県水戸市吉沢町10-18-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	9,569,889	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
電子計算機等賃貸借契約(登記部門ほか)	支出負担行為担当 前橋地方事務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	254,400,300	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム一式賃貸契約	支出負担行為担当 前橋地方事務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	25,315,788	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業委託契約(BC)	支出負担行為担当 前橋地方事務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,631,786	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム一式賃貸借契約	支出負担行為担当 前橋地方事務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,773,856	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守料	支出負担行為担当 前橋地方事務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 群馬県前橋市元総社町5-27-3	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,461,269	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
不動産登記記入処理システム一式賃貸借契約(登記部門ほか)	支出負担行為担当 前橋地方事務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,048,304	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム管理用 サーバー式賃貸借契約(BC)	支出負担行為担当官 前橋地方務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,159,880	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守料	支出負担行為担当官 前橋地方務局長 石井末弘 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成20年4月1日	さくらオフィス(株) 群馬県伊勢崎市蓮取町1 987番地2	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29 条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,729,878	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 静岡地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能 な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	322,153,020	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 静岡地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能 な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	41,409,036	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
複写機(リコー製)保守契約	支出負担行為担当官 静岡地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	静岡リコー株式会社 静岡市葵区黒金町59- 6	保守業務を迅速・確実に遂行可能な業者は契約業 者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	8,375,760	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官 静岡地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみである。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	11,552,205	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機(不動産登記記入処理シス テム一式)の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 静岡地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能 な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	6,319,272	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機(リコー製)保守契約	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	静岡リコー株式会社 静岡市葵区黒金町59-6	保守業務を迅速・確実に遂行可能な業者は契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,399,633	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
電子計算機(不動産登記複合処理システム管理用サーバ一式)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,305,164	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
BC電算機室空調調和設備定期点検保守	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	大成温調株式会社 静岡市駿河区中田3-1-21	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約の相手方は、当該設備の製造・設置を行った者であり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,680,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
複写機(ゼロックス製)保守契約	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	富士ゼロックス静岡株式会社 静岡市葵区常盤町2-1-3-1	保守業務を迅速・確実に遂行可能な業者は契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	948,044	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機(リコー製)保守契約	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	静岡リコー株式会社 静岡市葵区黒金町59-6	保守業務を迅速・確実に遂行可能な業者は契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	945,033	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
登記所記入装置稼働後支援作業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 渡辺 博 (静岡県静岡市葵区追手町9番50号)	平成20年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,314,880	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
プログラム・プロダクトの使用権許諾及び電子計算機の賃貸借に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方務局総務課長 北島孝昭 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	177,784,740	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システムのソフトウェアの提供及び電子計算機の賃貸借に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方務局総務課長 北島孝昭 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	16,507,956	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システムの運用業務支援に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方務務局総務課長 北島孝昭 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,631,786	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記記入処理システムのソフトウェアの提供及び電子計算機の賃貸借に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方務務局総務課長 北島孝昭 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃貸借するものであり、競争を許さないため (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,235,176	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム管理用サーバのソフトウェアの提供及び電子計算機の賃貸借に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方務務局総務課長 北島孝昭 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 長野地方務務局次長 松田昇 (長野県長野市旭町1108番地)	平成20年4月1日	シャープドキュメントシステム株式会社松本技術センター長野出張所 長野市篠ノ井塩崎東田沢 6877-1	保守業務棟を迅速・確実に遂行できる業者は、契約業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,695,330	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 長野地方務務局次長 松田昇 (長野県長野市旭町1108番地)	平成20年4月1日	富士ゼロックス長野株式会社 長野市鶴賀七瀬中町16 1-1	保守業務棟を迅速・確実に遂行できる業者は、契約業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,605,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 長野地方務務局次長 松田昇 (長野県長野市旭町1108番地)	平成20年4月1日	リコー販売長野支社 長野県長野市風間2034- 5	保守業務棟を迅速・確実に遂行できる業者は、契約業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,008,875	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 新潟地方務務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	424,071,900	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記複合処理システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官 新潟地方務務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	29,341,788	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官 新潟地方法務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の4第4項、予算令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム稼働後支援契約	支出負担行為担当官 新潟地方法務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の4第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,066,952	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記複合処理システム用電子計算機の 賃貸借及びソフトウェアの提供に関する 契約	支出負担行為担当官 新潟地方法務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,340,196	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記記入処理システム用電子計算機の 賃貸借及びソフトウェアの提供に関する 契約	支出負担行為担当官 新潟地方法務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,071,620	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記複合処理システム管理用サーバ用 電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 新潟地方法務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,164,032	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記記入処理システム用電子計算機の 賃貸及びソフトウェアの提供に関する 契約	支出負担行為担当官 新潟地方事務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	1,961,820	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
新潟地方事務局複写機保守契約	支出負担行為担当官 新潟地方事務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	(株)日青堂 新潟市東区卸新町	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29 条の3第4項, 予算令第102条の4第3号)	1,233,600	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官 新潟地方事務局長 本間章一 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番 地)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦一丁目1 番1号	東芝ソリューション株式会社は、登記所記入装置の 開発業者であり、当初からの支援業者でもあるところ 、業者を変更することにより、登記情報システム の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第 29条の3第4項, 予算令第102条の4第3号)	1,127,040	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用許諾権 に関する契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1 項第2号)	464,869,440	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1 項第2号)	99,770,556	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予算令第102条の4 第3号)	13,645,800	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
富士通システムエンジニアリング支援契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	13,086,242	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
富士通システムエンジニアリング支援契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,951,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,515,020	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,381,400	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1丁目1 番1号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,502,720	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びプログラム・ブ ロダクト使用权許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 京都地方事務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生 洲町197)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	244,889,820	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借に 関する契約	支出負担行為担当官代理 京都地方事務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生 洲町197)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	33,235,440	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務SE支援作業に 関する契約	支出負担行為担当官代理 京都地方事務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生 洲町197)	平成20年4月1日	富士通㈱ 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適性かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援作業を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特 例政令第13条第1項第2号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
V70システム稼働後業務支援作業に関 する契約	支出負担行為担当官代理 京都地方事務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生 洲町197)	平成20年4月1日	富士通㈱ 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適性かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援作業を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,343,262	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借に 関する契約	支出負担行為担当官代理 京都地方事務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生 洲町197)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	3,561,636	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム管理用 サーバ賃貸に関する契約	支出負担行為担当官代理 京都地方事務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生 洲町197)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用権許諾 に関する契約	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項 第2号)	344,523,060	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム<60ヶ 月>賃借契約	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項 第2号)	62,529,636	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
V70システム稼働後支援作業一式	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中 四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った左記 契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4 項、予算決算及会計令第102条の4第3号)	13,728,030	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム<60ヶ 月>賃借契約	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第 102条の4第3号)	11,946,300	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業一式	支出負担行為担当官 神戸地方方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中 四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った左記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
複写機(Neo353等)23台保守業務一式	支出負担行為担当官 神戸地方方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	兵庫リコー(株) 神戸市中央区磯部通1-1-39	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,711,169	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
(不動産)登記複合処理システム管理用サーバ賃借契約	支出負担行為担当官 神戸地方方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,305,152	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後支援作業一式	支出負担行為担当官 神戸地方方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦一丁目1番1号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,784,480	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
複写機(Sitios7145等)4台保守業務一式	支出負担行為担当官 神戸地方方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	コニカミルタビジネスソリューションズ(株)大阪支社 大阪市西区西本町2-3-10	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,121,314	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・フロダクトの使用許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 大津地方方法務局首席登記官 福本由美子 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	171,378,900	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 大津地方方法務局首席登記官 福本由美 子 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃 借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	18,635,472	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官代理 大津地方方法務局首席登記官 福本由美 子 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
集中処理システムCPU稼働後支援作業	支出負担行為担当官代理 大津地方方法務局首席登記官 福本由美 子 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	5,744,796	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用権許諾 に関する契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 首席登記官 藤井昇 平 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1 項第2号)	168,313,320	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 首席登記官 藤井昇 平 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	12,886,464	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方事務局 首席登記官 藤井昇平 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
V70システム稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方事務局 首席登記官 藤井昇平 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,212,582	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方事務局 首席登記官 藤井昇平 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,762,040	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方事務局 首席登記官 藤井昇平 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機・VCF用空調機保守契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	東洋熱工業(株) 名古屋 支店 名古屋市中村区太閤5丁目 5番1号	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約の相手方は、当該設備の製造・設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	996,450	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株)社 会インフラソリューション 営業第一部 東京都港区芝浦一丁目1 番1号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、 これを賃借しているものであり、その保守運用に係 る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った 契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3 号)	1,784,480	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移 行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム管理用 サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,465,676	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移 行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム<36ヶ 月>賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	5,134,500	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移 行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム<60ヶ 月>賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	9,880,800	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移 行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム<36ヶ 月>賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	14,627,256	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移 行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2汐留シティセンター	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム保守運用に係る支援業務を遂行可 能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみで あるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	15,215,104	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移 行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
(不動産)登記複合処理システム<60ヶ月>賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	61,147,668	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクト使用許諾に関する契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	496,111,140	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸の内26-8)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	252,015,120	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約書(不動産登記複合 処理システム)(5年リース)	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸の内26-8)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	26,598,276	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸の内26-8)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契 約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸之内26-8)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要がある。システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算法令第102条の4第3号)	7,873,660	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書(登記記入処理システム一式)(5年リース)	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸之内26-8)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算法令及び会計令第102条の4第3号)	3,759,456	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守契約(DC352外)	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸之内26-8)	平成20年4月1日	富士ゼロックス三重株式会社 三重県津市栄町1丁目8 17番地	電子複写機はゼロックス製であり、保守に必要な知識、技術、サービス体制を保有している業者は、契約相手方以外にない。 (会計法第29条の3第4項、予算法令及び会計令第102条の4第3号)	3,676,941	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書(不動産登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸之内26-8)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算法令及び会計令第102条の4第3号)	2,161,644	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守契約(Neo451外)	支出負担行為担当官 津地方法務局長 山岸 良一 (三重県津市丸之内26-8)	平成20年4月1日	三重リコピー販売株式会社 三重県津市藤方南八木 田1072番地の1	電子複写機はリコピー製であり、保守に必要な知識、技術、サービス体制を保有している業者は、契約相手方以外にない。 (会計法第29条の3第4項、予算法令及び会計令第102条の4第3号)	1,453,723	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
電子計算機賃貸借及びプログラム・プログラムの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局総務課長 酒井晴彦 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	280,919,520	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム賃貸借一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方事務局総務課長 酒井晴彦 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	23,895,840	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業請負 契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方事務局総務課長 酒井晴彦 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第 4項、予決令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業に関する 契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方事務局総務課長 酒井晴彦 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第 4項、予決令第102条の4第3号)	8,405,874	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(登記記入処理システ ム賃貸借一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方事務局総務課長 酒井晴彦 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	4,409,976	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方事務局総務課長 酒井晴彦 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,161,644	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の賃貸 借及びプログラム・プロダクトの使用権許 諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 福井地方法務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃 借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第 2号)	158,528,160	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸 借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 福井地方法務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃 借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102 条の4第3号)	14,530,032	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 福井地方法務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸 借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 福井地方法務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については、前年度か ら継続賃貸するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	3,155,796	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸 借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム管理用 サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 福井地方法務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃 借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 福井地方法務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	福井リコー(株) 福井県福井市御幸3-7 -15	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29 条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4 第3号)	1,790,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用権許諾 に関する契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方務局長 志賀浦 実 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	223,335,000	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用 サーバ賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方務局長 志賀浦 実 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム(60ヶ月) 賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方務局長 志賀浦 実 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	19,306,296	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム(60ヶ月) 賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方務局長 志賀浦 実 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	3,635,220	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方務局長 志賀浦 実 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理・運用に携わっているもの であり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術 情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る 支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同 業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用許諾権 に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第 2号)	190,281,420	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム60ヶ月) 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方法務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	13,412,148	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業契約 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方法務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理・運用に携わっているもの であり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術 情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る 支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同 業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記記入処 理システム60ヶ月) 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方法務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	3,035,340	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム管理用サーバ) 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方法務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記処理システムの電子計算機賃貸借 及びプログラム・プログラムの使用権許諾 に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 永井行雄 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項2号)	314,112,960	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記複合処理システムの電子計算機賃 貸借及びソフトウェアの使用に関する契 約(60か月) 一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 永井行雄 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項2号)	34,771,488	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務SE支援契約 一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 永井行雄 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,951,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記記入処理システムの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの使用に関する契約(60か月)一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 永井行雄 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,408,784	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
不動産登記複合処理システム管理用サーバーの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 永井行雄 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,305,152	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後SE支援契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 永井行雄 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成20年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃貸しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,127,040	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・フロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市巾河原町6-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	247,005,360	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産複合処理システムの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市巾河原町6-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,041,064	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記記入処理システムの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市市河原町6-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,452,332	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理サーバーの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市市河原町6-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,161,644	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
無停電電源設備保守業務委託(分室)	支出負担行為担当官代理 山口地方方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市市河原町6-16)	平成20年4月1日	東芝電機サービス(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約業者は、当該設備の設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,344,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度	
バックアップセンター業務SE支援契約	支出負担行為担当官代理 山口地方方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市市河原町6-16)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後SE支援契約	支出負担行為担当官代理 山口地方方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市市河原町6-16)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,684,000	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機賃貸借、プログラム・プロダ クト使用権許諾契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃貸借可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	274,172,220	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機(不動産登記複合処理シス テム60ヶ月)賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃貸借可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	28,794,312	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目 5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わって来たもので あり、適正かつ迅速な登記業務を遂行するために は、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等に詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同 業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機(不動産登記処理システム6 0ヶ月)賃貸借及びソフトウェアに関する 契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入システムは、契約業者が独自に開 発・構築し、当該機器等については前年度から継 続賃貸借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	4,138,092	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	オービックス(株) 岡山市新保1192-1	保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能である のは契約業者のみであるため。(会計法第29条の 3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,759,009	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
電子計算機(複合処理システム管理 サーバー)賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約相手方のみであるため。(会計法 第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,924	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 岡山地方事務局 総務課長 檜垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	(株)ハタ事務機 岡山市辰巳285-1	保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能である のは契約業者のみであるため。(会計法第29条の 3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,003,526	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
岡山地方法務局分室及び岡山西出張所 庁舎の無停電電源装置(CVCF)保守点 検業務委託	支出負担行為担当官代理 岡山地方法務局 総務課長 檀垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	富士電機システムズ(株) 西日本支社東中国営業 所 岡山県倉敷市吉岡572 番地の1	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要 不可欠な連動型付帯設備であるところ、契約業者 は当該設備の製造メーカーであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約業者のみ であるため(会計法第29条の3第4項、予算決算 及び会計令第102条の4第3号)。	1,365,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・フ ロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局総務課長 岩佐裕史 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第 2号)	148,945,860	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約((不動産)登記複合 処理システム<60ヶ月>)	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局総務課長 岩佐裕史 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	10,569,348	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局総務課長 岩佐裕史 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約((不動産)登記複合 処理システム管理用サーバー式)	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局総務課長 岩佐裕史 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約((不動産)登記記入 処理システム<60ヶ月>)	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局総務課長 岩佐裕史 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	809,676	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名 : 法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法律局総務課長 谷口幸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	201,551,700	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(登記複合処理システ ム一式(区分1))	支出負担行為担当官代理 松江地方法律局総務課長 谷口幸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	15,029,856	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業請負 委託契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法律局総務課長 谷口幸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成20年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(登記複合処理システ ム管理用サーバー式)	支出負担行為担当官代理 松江地方法律局総務課長 谷口幸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	登記複合処理システム管理用サーバは、契約業者 が独自に開発・構築し、当該機器等については前 年度から継続賃借するものであり、競争を許さない ため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び 会計令第102条の4第3号)	2,506,752	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(登記記入処理システ ム一式(区分1))	支出負担行為担当官代理 松江地方法律局総務課長 谷口幸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	2,205,000	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロ ダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	299,251,260	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア (不動産登記複合処理システム一式)の 提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	53,992,704	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
V70システム稼働後業務支援作業に関 する契約 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第 4項、予決令第102条の4第3号)	12,663,600	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業 一 式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 決令第102条の4第3号)	10,951,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア (不動産登記記入処理システム一式)の 提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度から 継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	7,234,008	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア (不動産登記複合処理システム管理用 サーバー一式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,305,152	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後支援作業 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦一丁目1 番1号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、 これを賃借しているものであり、その保守運用に係 る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った 契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の 3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,690,560	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用許諾権 に関する契約	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第 2号)	158,006,520	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機((不動産)登記複合処理シ ステム)の賃貸借およびソフトウェアの提 供に関する契約	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第 2号)	13,081,128	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業一式	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
複写機保守	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	佐賀リコー(株) 佐賀市兵庫町瓦町四本 松1082	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29 条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,495,892	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
電子計算機((不動産)登記記入処理シ ステム)の賃貸借およびソフトウェアの提 供に関する契約	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	日本電子計算機(株)は、ハードウェア及びソフト ウェアの当初からの供給者であり、供給者を変更 することにより、登記情報システムの稼働に支障が 生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、 予算令第102条の4第3号)	2,381,400	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機((不動産)登記複合処理シ ステム管理用サーバ)の賃貸借およびソ フトウェアの提供に関する契約	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
複写機保守	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	キャンノンマーケティング ジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29 条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,595,160	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成21年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守	佐賀地方事務局 支出負担行為担当官 佐賀地方事務局長 岩井明広 (佐賀市内2-10-20)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂2-17-22	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,204,752	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 長崎地方事務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	195,976,620	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 長崎地方事務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	19,052,508	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバー式)	支出負担行為担当官代理 長崎地方事務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 長崎地方事務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,282,860	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンターシステム技術者支援作業請負契約	支出負担行為担当官代理 長崎地方事務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
リコー製乾式電子複写機保守請負契約	支出負担行為担当官代理 長崎地方事務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	エビス堂(株) 長崎市恵美須町6-14	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,780,395	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
ゼロックス製乾式電子複写機保守請負 契約	支出負担行為担当官代理 長崎地方法務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	富士ゼロックス(株) 長崎市万才町3-5	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業 者のみであり、競争を許さないため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	1,478,849	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ログラクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番21号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	224,307,720	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム一式)	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番21号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	22,615,884	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番21号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用を携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後業務支援作業に関 する契約	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番21号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用を携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,278,830	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記記入処 理システム一式)	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番21号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	4,355,940	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム管理用 サーバ一式)	支出負担行為担当官代理 大分県地方事務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番21号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸 借及びプログラムプロダクトの使用許諾 権一式	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局首席登記官(不動産登記 担当) 田辺正知 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	280,357,560	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供契約(不動産登記複合処理システ ム<60ヶ月>一式)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局首席登記官(不動産登記 担当) 田辺正知 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	30,138,204	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供契約(不動産登記記入処理システ ム<60ヶ月>一式)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局首席登記官(不動産登記 担当) 田辺正知 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成20年4月1日	かごしま環境サービス (株) 鹿児島市新屋敷町19番 3号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	5,712,840	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供契約(不動産登記複合処理システ ム管理用サーバ)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局首席登記官(不動産登記 担当) 田辺正知 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
システムエンジニアリング支援(バック アップセンター業務支援作業)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局首席登記官(不動産 登記担当) 田辺正知 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援 業務を遂行可能なものは、開発・構築を行った上記 契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4 項、予算令第102条の4第3号)	11,552,205	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクト使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 宮崎地方事務局長 阿部利幸 (宮崎市旭2丁目1番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	223,021,260	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム一式)	支出負担行為担当官 宮崎地方事務局長 阿部利幸 (宮崎市旭2丁目1番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	17,508,372	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業委託 契約	支出負担行為担当官 宮崎地方事務局長 阿部利幸 (宮崎市旭2丁目1番18号)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、集中システム導入に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記記入処 理システム一式)	支出負担行為担当官 宮崎地方事務局長 阿部利幸 (宮崎市旭2丁目1番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 丁目4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,775,212	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官 宮崎地方事務局長 阿部利幸 (宮崎市旭2丁目1番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクトの使用許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局首席登記官 三上達美 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	160,971,300	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名 : 法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局首席登記官 三上達美 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	15,801,492	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局首席登記官 三上達美 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,848,796	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局首席登記官 三上達美 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,451,728	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局首席登記官 三上達美 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局首席登記官 三上達美 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 決令第102条の4第3号)	4,680,366	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用権許諾 に関する契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局民事行政部長 井上邦夫 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	231,857,640	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
(不動産)登記複合処理システム(60ヶ月)賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局民事行政部長 井上邦夫 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	28,781,784	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム(60ヶ月)賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局民事行政部長 井上邦夫 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	4,195,536	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム管理用 サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局民事行政部長 井上邦夫 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局民事行政部長 井上邦夫 (宮城県仙台市青葉区春日町7-25)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,951,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記複合処理システム<60ヶ月>賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方法務局戸籍課長 齊藤成一 (福島市霞町1-46)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	29,019,120	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
(不動産)登記記入処理システム<60ヶ月>賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方法務局戸籍課長 齊藤成一 (福島市霞町1-46)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃貸するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,518,920	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用権許諾 に関する契約	支出負担行為担当官代理 福島地方事務局戸籍課長 齊藤成一 (福島市霞町1-46)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	321,903,540	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業委託 契約	支出負担行為担当官代理 福島地方事務局戸籍課長 齊藤成一 (福島市霞町1-46)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋一丁 目5-2	登記情報システムは、相手方が独自に開発・構築 し、一貫してその管理運用に携わっているものであ り、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要があると ころ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る視 線業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみである。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令 第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官代理 山形地方事務局次長 寒河江晃 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要があると ころ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第 4項、予算令第102条の4第3号)	10,631,786	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業に関する 契約	支出負担行為担当官代理 山形地方事務局次長 寒河江晃 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、 同システムの安定稼働を確保する必要があると ころ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記 契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第 4項、予算令第102条の4第3号)	5,744,796	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 山形地方事務局次長 寒河江晃 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4 第3号)	201,942,720	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム(60ヶ月) 賃貸借	支出負担行為担当官代理 山形地方方法務局次長 寒河江晃 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	15,296,472	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用 サーバ賃貸借(BC)	支出負担行為担当官代理 山形地方方法務局次長 寒河江晃 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,161,644	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム(60ヶ月) 賃貸借(新庄を除く)	支出負担行為担当官代理 山形地方方法務局次長 寒河江晃 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度か ら継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,995,392	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 盛岡地方方法務局長 出雲 範夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	240,763,320	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(不動産登記複合処 理システム60ヶ月)	支出負担行為担当官 盛岡地方方法務局長 出雲 範夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	21,973,848	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官 盛岡地方方法務局長 出雲 範夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予 算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(登記事務処理用統 合記入システム)	支出負担行為担当官 盛岡地方事務局長 出雲 範夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な 者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29 条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4 第3号)	3,423,996	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 秋田地方事務局長 古館芳廣 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	236,777,940	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 秋田地方事務局長 古館芳廣 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	17,746,320	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官 秋田地方事務局長 古館芳廣 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5 -2	当該機器の保守を適正かつ迅速に行うことがで き、かつ、必要な技術能力及び保守部品等を有す る者が契約業者のみであったため。(会計法第29 条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,091,995	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 秋田地方事務局長 古館芳廣 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	4,040,820	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約	支出負担行為担当官 秋田地方事務局長 古館芳廣 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官 青森地方裁判所総務課長 木 村 勉 (青森県青森市長島1―3―5)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4―1―1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成・機能・操作・技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3、予算令第102条の4第3項)	10,631,786	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業	支出負担行為担当官 青森地方裁判所総務課長 木 村 勉 (青森県青森市長島1―3―5)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4―1―1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成・機能・操作・技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3、予算令第102条の4第3項)	5,149,968	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプリグラム・プログラムの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官 青森地方裁判所総務課長 木 村 勉 (青森県青森市長島1―3―5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3―4―1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予算令第102条の4第3項)	203,408,100	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム<60ヶ月>賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方裁判所総務課長 木 村 勉 (青森県青森市長島1―3―5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3―4―1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予算令第102条の4第3項)	16,578,528	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方裁判所総務課長 木 村 勉 (青森県青森市長島1―3―5)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3―4―1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予算令第102条の4第3項)	2,504,484	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借およびプログラム・ プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 札幌法務局総務管理官 工藤聡 (北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	214,992,540	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェア の提供に関する契約(登記複合処理シ ステム一式(区分1)の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局総務管理官 工藤聡 (北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	36,864,816	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェア の提供に関する契約(登記複合処理シ ステム管理用サーバー式の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局総務管理官 工藤聡 (北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供に関する契約(登記記入処理シス テム一式(区分1)の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局総務管理官 工藤聡 (北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については、前年度か ら継続賃貸するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	5,336,844	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 札幌法務局総務管理官 工藤聡 (北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成20年4月1日	東芝ソリューション株式会 社 東京都港区芝浦1丁目1 番1号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、 これを賃借しているものであり、その保守運用に係 る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った 契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	1,314,880	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
富士通システムエンジニアリング支援契約(バックアップセンター業務支援作業)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局総務管理官 工藤聡 (北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、道システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,951,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成21年度	
登記情報システム用電子計算機の借入およびプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約	支出負担行為担当官代理 函館地方法務局総務課長 吉岡 欣三 (北海道函館市新川町25番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	118,412,280	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約 (不動産)登記複合処理システム(60ヶ月)	支出負担行為担当官代理 函館地方法務局総務課長 吉岡 欣三 (北海道函館市新川町25番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,983,608	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約 (不動産)登記記入処理システム(60ヶ月)	支出負担行為担当官代理 函館地方法務局総務課長 吉岡 欣三 (北海道函館市新川町25番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,167,200	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約 (不動産)登記複合処理システム管理用サーバ	支出負担行為担当官代理 函館地方法務局総務課長 吉岡 欣三 (北海道函館市新川町25番18号)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,997,712	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業一式	支出負担行為担当官代理 函館地方務局総務課長 吉岡 欣三 (北海道函館市新川町25番18号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業一式	支出負担行為担当官代理 函館地方務局総務課長 吉岡 欣三 (北海道函館市新川町25番18号)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,083,718	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局上席訟務官 播谷秀樹 (北海道旭川市花咲町4丁目2272)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	151,234,020	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局上席訟務官 播谷秀樹 (北海道旭川市花咲町4丁目2272)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	14,665,224	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
BCシステムエンジニアリング支援作業 契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方法務局上席訟務官 播谷秀樹 (北海道旭川市花咲町4丁目2272)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5 -2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方法務局上席訟務官 播谷秀樹 (北海道旭川市花咲町4丁目2272)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,113,460	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方法務局上席訟務官 播谷秀樹 (北海道旭川市花咲町4丁目2272)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局次長 橋元光司 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	161,548,380	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記複合処理システム一式<60ヶ月>)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局次長 橋元光司 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	15,528,840	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援	支出負担行為担当官代理 釧路地方方法務局次長 橋元光司 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目 5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
V70システム稼働後支援	支出負担行為担当官代理 釧路地方方法務局次長 橋元光司 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目 5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,680,366	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記記入処理システム60ヶ月)	支出負担行為担当官代理 釧路地方方法務局次長 橋元光司 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,183,012	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 釧路地方方法務局次長 橋元光司 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,161,644	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入 及びプログラム・プロダクトの使用権許諾一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方方法務局総務課長 谷田智昭 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	190,576,260	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供((不動産)登記複合処理システム (60ヶ月)) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方務局総務課長 谷田智昭 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	11,962,008	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供((不動産)登記複合処理システム 管理用サーバ) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方務局総務課長 谷田智昭 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの 提供((不動産)登記記入処理システム (60ヶ月)) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方務局総務課長 谷田智昭 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 -4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自 に開発・構築し、当該機器等については前年度から 継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,385,740	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業 一 式	支出負担行為担当官代理 徳島地方務局総務課長 谷田智昭 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成20年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業 者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第 3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プ ロダクトの使用権許諾に関する契約書	支出負担行為担当官代理 高知地方務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1 項第2号)	190,019,340	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム一式借料	支出負担行為担当官代理 高知地方務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	16,530,288	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記記入処理システム一式借料	支出負担行為担当官代理 高知地方事務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,710,700	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用 サーバー一式借料	支出負担行為担当官代理 高知地方事務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3 -4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して 賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	2,163,912	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
システムエンジニアリング支援契約 (バックアップセンター業務支援)	支出負担行為担当官代理 高知地方事務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約 業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
システムエンジニアリング支援契約 (V70システム稼働後支援)	支出負担行為担当官代理 高知地方事務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構 築し、一貫してその管理運用に携わっているもので あり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため には、同システムの安定稼働を確保する必要がある ところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情 報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支 援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約 業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	5,212,582	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
複写機保守料	支出負担行為担当官代理 高知地方事務局次長 村川広視 (高知市小津町4-30)	平成20年4月1日	四国リコ株式会社 高松市番町1-6-8	契約対象である複写機の保守業務等を迅速・確実 に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許 さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	4,590,844	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難であ る。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提 とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難であ る。	平成23年度以降	
本局登記部門外8庁電子計算機賃借料 及びプログラムプロダクト使用権許諾	支出負担行為担当官 松山地方事務局次長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃 借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第 2号)	225,972,180	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行 を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担 行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期で はなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	契約金額	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記部門外7庁不動産登記複合処理システム賃借料	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	20,924,112	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター業務運用SE支援作業	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目 5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,171,576	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
登記部門外7庁登記所システム及びBC室不動産集中処理システムCPU稼働後SE支援作業	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目 5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,809,228	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
大洲支局外7庁不動産登記記入処理システム賃借料	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,287,900	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	
バックアップセンター不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃借料	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,161,644	システムの最適化を実施し、現在順次、次期システムに移行を開始しているが(平成19年度以降段階的に国庫債務負担行為を前提とした競争入札に移行中)、本年度は移行時期ではなく随意契約によらざるを得ないため。	平成22年度	